

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和 6 年 9 月 6 日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第18号

開成町国民健康保険条例の一部を改正する条例

開成町国民健康保険条例（昭和34年開成町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第14条 この町は、世帯主が <u>法</u> _____第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の 規定による届出をせず、又は_____虚偽の 届出をした場合_____ _____において は、その者に対して100,000円以下の過料 を科する。	第14条 この町は、世帯主が <u>国民健康保険 法（昭和33年法律第192号。以下「法」と いう。）</u> 第 9 条第 1 項若しくは <u>第 9 項</u> の 規定による届出をせず、若しくは虚偽の 届出をした場合又は同条第 3 項若しくは <u>第 4 項の規定により被保険者証の返還を 求められてこれに応じない場合</u> において は、その者に対して100,000円以下の過料 を科する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年12月 2 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備
等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第260号）第 9 条の規定により、なお従前
の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例による。